

家庭ごみを搬入される方へ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、
市内で発生したごみであることを確認するため、

ごみ搬入時には、「顔写真付き本人確認書類」

(運転免許証等)の提示が必要です。(コピー不可)

住所及び氏名が確認できない場合は搬入できませんので、
ご注意ください！

確認するもの

公的機関が発行している「顔写真付き
本人確認書類」の原本(コピー不可)

- 運転免許証
- マイナンバーカード
- 各種福祉手帳(身体障害者手帳、療育手帳等)
- 特別永住者証明書 等

持ち込める方

本人または親族

※本人が車を運転できない場合は、同乗してください。運転手と同乗者の確認を行います。

持ち込めるごみ

市内で発生した家庭ごみで
霧島市クリーンセンターで処理できるもの

- * 入院・死亡など特別な事情により、市外の親族が搬入する場合
- * 市内に居住しているが、確認書類の住所変更をしていない場合



- ① 搬入者の顔写真付き本人確認書類を提示してください。
- ② ごみ排出者の氏名と住所が確認できるものを提示してください。
(例) 健康保険証、公共料金の領収書、消印のある郵便物、住民票、年金手帳、賃貸契約書 等

- ※ 提示された確認書類は、コピーをとる場合があります。
- ※ 200kg 以上搬入した場合は、ごみ搬入者確認票を記入してください。なお、発生場所を確認する場合があります。
- ※ 分別していないごみは、搬入できません。
- ※ 中身が確認できる袋(半透明の袋等)を使用してください。
- ※ 安全のため、場内では係員の指示に従ってください。
- ※ その他、ご不明な点はお問い合わせください。

お問い合わせ先 霧島市役所 環境衛生課 衛生施設グループ ☎0995-64-0732(直通)